



最低賃金引上げ等の支援策

皆様こんにちは。今年は、鹿児島県の最低賃金額が時間額 1,090 円に改定され、令和 8 年 10 月 25 日に発効予定です。ここ数年大幅な引き上げが続いており、企業の皆様には相当のご負担をおかけしておりますが、物価高やそれに伴う賃上げ機運の高まり等もあり、何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

最低賃金引上げ等に伴う支援策等につきましては、以下のホームページをご参照ください。

【賃金引上げ支援策等の特設ページ】



左記の特設ページ内には次のリンク等があります。

- ・厚生労働省・中小企業庁の各種支援施策一覧
- ・各都道府県の賃金引上げ支援施策一覧
- ・地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索

【中東情勢や熊本地震等に関する支援制度】



左記ページでは、原材料の入手困難や価格高騰等に伴い、事業活動を縮小したり休業等を余儀なくされた場合の支援制度が紹介されています。



日給制・月給制の最低賃金との比較

支払われている賃金が最低賃金を満たしているかどうかについて、賃金が時間給の場合は鹿児島県最低賃金との比較が容易ですが、日給や月給等になると少々わかりづらくなり、知らず知らずのうちに最低賃金を下回ってしまっているケースも見受けられます。

日給と月給の場合は、設定されている所定労働時間や休日数によって賃金単価が変わってくる点に注意する必要があります。賃金額が同じで、所定労働時間や休日数が異なる以下の A さんと B さんの例で確認してみましょう（県最賃額は改定後の 1,090 円とします）。

日給の場合（日給額を 8,250 円とします）

A さんの所定労働時間は 1 日 7.5 時間

$8,250 \text{ 円} \div 7.5 \text{ 時間} = 1,100 \text{ 円}$ （日給を 1 日の所定労働時間 7.5 時間で割る）
 $1,100 \text{ 円} > 1,090 \text{ 円}$ なので、最低賃金を満たしています（**判定○**）。

B さんの所定労働時間は 1 日 8 時間

$8,250 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} = 1,031.25 \text{ 円}$ （日給を 1 日の所定労働時間 8 時間で割る）
 $1,031.25 \text{ 円} < 1,090 \text{ 円}$ なので、最低賃金を満たしていません（**判定×**）。



月給の場合（月給額を 185,000 円とします）

A さんの所定労働時間は 1 日 7.5 時間、年間休日 107 日（年間労働日数 258 日）

通常は月により所定労働日数が異なりますので、月給の場合は、年間の総労働時間を 12 か月で除して算出した 1 ヶ月平均所定労働時間で月給を割ります。

1 日 7.5 時間×年間労働日数 258 日÷12 か月＝161.25 時間

185,000 円÷161.25 時間＝1147.2 円（月給を 1 ヶ月平均所定労働時間で割る）

1147.2 円＞1,090 円なので、最低賃金を満たしています（判定○）。

B さんの所定労働時間は 1 日 8 時間、年間休日 107 日（年間労働日数 258 日）

1 日 8 時間×年間労働日数 258 日÷12 か月＝172 時間

185,000 円÷172 時間＝1075.5 円（月給を 1 ヶ月平均所定労働時間で割る）

1075.5 円＜1,090 円なので、最低賃金を満たしていません（判定×）。

注① 最低賃金と比較する際、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、割増賃金、臨時の手当、賞与は月給額に含めずに比較する必要があります。

注② 例えば変形労働時間制等により、週 40 時間制の枠一杯に所定労働時間を設定しているケースでは、注①記載の手当を除く月給額が 189,450 円でも最低賃金を下回っている可能性があります（年間所定労働時間数が 2085.7 時間の場合）。



ハローワークからのお知らせ

最低賃金が改定されます！

募集中の求人賃金をチェックしましょう

令和 8 年 10 月 25 日から、鹿児島県内の最低賃金額が改定されるに伴い、現在ハローワークで募集中の求人票もしくは今後募集予定の求人票について、改定後の最低賃金を下回っていないかご確認ください。

【確認のポイント】

以下の項目をチェックいただき、改定後の最低賃金を下回る場合は、求人者マイページ上から変更してください。

◎月給や日給を時間給に換算した場合に下回っていないか。

◎就業場所が県外の場合、就業場所の最低賃金を下回っていないか。

◎固定残業代がきちんと換算されているか。

◎深夜割増等が計算されているか。

◎求人票の賃金欄以外（仕事内容欄や特記事項欄など）に記載されている賃金があるままになっていないか。

【留意点】

10 月 25 日までに変更手続きが完了していない場合、ハローワークでの求人公開を一旦保留とさせていただきます。早めの変更手続きにご協力ください。

お問合せ先	ハローワーク川内	TEL 0996-22-8609
	ハローワーク出水	TEL 0996-62-0685
	ハローワーク宮之城	TEL 0996-53-0153